

## 求 職 活 動 期 間 等 申 告 書

年 月 日

(提出先)

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会 会長 様

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度により貸付けを受けた修学資金の返還について、様式第 8 号の「業務従事届」により届け出ていない期間とその理由は、下記のとおりですので、申告します。

記

借用金額	円
求職活動期間等として申告する期間※1	年 月 日 ~ 年 月 日
上記期間中業務に従事できなかった具体的な理由※2	

※1 求職活動（裏面参照）をした場合で、本様式で申告できる期間は通算最長 1 年間です。それ以上の期間の場合、貸付金を返還していただくことになります。

※2 具体的な理由とともに、その理由を確認できる書類を添付してください。  
(例：求職活動証明書など、求職活動をしていたことが確認できる書類)

求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

月 1 回以上求人への応募を行った場合

① 次のような就職の可能性を高める活動を原則月 2 回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談・職業紹介等
- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機関、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等。

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません

② 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職活動支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合